

# こ かんじゃ けんり かん せんげん 子ども患者の権利に関する宣言

ゆ に せ ぶ こ けんりじょうやく よつつ げんそく  
ユニセフ (Unicef) 「子どもの権利条約」 4つの原則

- いのち まも せいちょう  
命を守られ成長できること
- こ もつと よ  
子どもにとって最も良いこと
- いけん ひょうめい さんか  
意見を表明し参加できること
- さべつ  
差別のないこと

げんそく のつと さ の こうせいそうごうびょういん い か けんり ささ せんげん  
この原則に則り、佐野厚生総合病院は以下の権利を守り、支えることを宣言します。

- い けんり  
生きる権利

こ いのち まも  
すべての子どもの命が守られること

- そだ けんり  
育つ権利

いりょう きょういく せいかつしえん う ともだち あそ のうりよく  
医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を

じゅうぶん の せいちょう  
十分に伸ばして成長できること

- まも けんり  
守られる権利

ぼうりよく さくしゅ ゆうがい ろうどう まも  
暴力や搾取、有害な労働から守られること

- さんか けんり  
参加する権利

じゅう いけん あらわ だんたい つく  
自由に意見を表したり、団体を作ったりできること

しよくいん まも こ かんじゃ じゅう いけん いりょう さんか  
職員ひとりひとりがこれを守り、子ども患者さんが自由に意見し医療に参加できる

しえん  
ように支援をします。